

第四十六回国会 衆議院 商工委員會議録 第四号

昭和三十一年二月六日(木曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事 小平 久雄君 理事 中村 幸八君

理事 早稲田 柳右衛門君 理事 板川 正吾君

理事 久保田 豊君 理事 中村 重光君

理事 浦野 幸男君 遠藤 三郎君

小笠 公昭君 小沢 辰男君

岡崎 英城君 海部 俊樹君

神田 博君 菅野和太郎君

田中 正巳君 田中 六助君

中川 俊思君 野見山清造君

長谷川四郎君 村上 勇君

山手 満男君 大村 邦夫君

加賀田 進君 桜井 茂尚君

沢田 政治君 島口重次郎君

榎 兼次郎君 藤田 高敏君

森 義親君 米内山義一郎君

麻生 良方君 加藤 進君

出席國務大臣 福田 一君

通商産業大臣 宮澤 喜一君

國務大臣 出席府委員

總理府事務官 高島 節男君

(經濟企画庁調 整局長) 向坂 正男君

總理府事務官 合計画局長 川出 千速君

(通商産業事務官 (大臣官房長) 島田 喜仁君

(通商産業事務官 (企業局長) 倉八 正君

(通商産業事務官 (輕工業局長) 加藤 倅次君

(通商産業事務官 (鉱山局長)

消防庁次長 川合 武君

委員外の出席者

通商産業事務官 (工業技術院標準部標準課長) 矢淵 久成君

專門員 渡邊 一俊君

本日の會議に付した案件

石油資源探査促進臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出第五二二号)

通商産業の基本施策に関する件

經濟總合計画に関する件

○二階堂委員長 これより會議を開きます。

經濟總合計画に関する件について調査を進めます。

先般の長官の所信表明等について質疑の通告がありますので、これを許可いたします。久保田豊君。

○久保田(豊委員) 私は、きょうは主として政府の三十九年度の經濟見通しと經濟運営の基本的態度並びに過般長官が商工委員會において述べられまし

た演説について、ごく大どころだけを

かいつまんで御質問を申し上げたいと思

います。しろうとですから、だいたい

間違つたところがあると思うから、そ

ういう点は遠慮なく教えていただきた

いと思います。同時になお、私は長官

にぜひ新産都市の実施状況並びに工業

整備地域の実施状況について具体的に

お尋ねをしたいと思ひますけれども、

きょうはその時間がないと思ひますか

ら質問を保留しておきますから、あら

かじめひとつ御承知をいただきます。

まず第一にお伺ひしたいのは、この政府からいただきました資料を

ずつと分析をしてみますと、毎年の政

府の經濟見通しというものと、その実

績というものは、はなはだしく食い違

うわけです。これはもう池田内閣以前

からそうでありましたが、特に池田内閣

になりまして高度成長政策というもの

が行なわれて三年になるわけですが、

三年の実績を詳しく数字で申し上げて

もいいたのですが、時間が惜しいから省

きますけれども、非常に大きく食い

違つています。これは一言でいえば、經濟

は生きものであるとか、あるいは日本

の經濟の潜在力というものの把握のし

かたが不十分だったとかいうことばで

いわれるわけですが、少なくとも經濟

計画というものは年々の予算の規模をき

める一番基本の数字になっていると思

うのであります。なぜかというふう

に年々の大きな相違が出たのかというこ

とについて、企画庁としては十分に反

省をしてみる必要があるのではない

か。その原因をどのように把握されて

いるのか。もつとはつきりいえば、企

画庁の能力が足りないからかという間

違つた数字が出てくるのか、あるいは

經濟に対する見方が間違つておるから

こういう相違が出てくるのか、こうい

う点の把握をはつきりとしたしませんが、

と、特に今後中間計画等をお立てにな

ることを表明されておりますけれども、

私はこれは何にもならぬというこ

とにならうと思ひます。これは歴代の

企画庁の長官に聞いても、この点はい

つても明らかでない。そうして結局は

一年たつてみると、そのときの出た数

字を土台にして、また同じような作業

を繰り返すというようなことになって

おるのじゃないか、こう思うのであり

ます。政府として、こういう見通しの

数字がどういふ意味合いとして、どう

いうふうにとらえておるのか、また、

これについて民間はこれをどうとらえ

ておるのかという点をはつきり認識し

た上で、こういうものに取り組むべき

ものだと私は思うのであります。こ

の食い違いの原因について、企画庁と

してはどういうふうな理解をされてお

るのか、またこの食い違いをなくすた

めに今後どういふうな施策をとられ

ようとしておるのか、こういう点を

はつきりしなければ、中間計画をかり

にお立てになりました。これまた三

年たつて平均してみたら大体同じよう

というふうなことに一つの原因が求め

られると思うわけでございます。たと

えば、國民經濟全体にどのくらいの在

庫があるかというふうなことにつきま

しても、非常に正確な統計はないわけ

でございます。それからまた企業の操

業率がどのくらいになっておるかとい

うようなことにつきましても、推測を

出る以上の統計というものがございま

せん。そういう基礎とすべき統計が不

備であるということがございます。上

に、わが國の經濟が御指摘のように非

常に成長を続けておる。これは理由が

あつて成長をしておるわけございま

すけれども、きわめて動態的であつ

て、全く靜態的でない。すなわち非常

な早い成長をする潜在力を持つてい

る經濟の中で、いろいろな經濟指標を

示すところの統計がまた他方で欠けて

おる、そういうふうなことが基本にあ

るのではないかと思ひます。

それから、一つ別の面を考えられま

すことは、自由主義經濟あるいは資本

主義經濟でございますから、一應經濟

活動というものは合理的になされる

というふうな考えをわけございますけ

れども、實際には必ずしもその經濟活

動というものは合理的になされていな

いと思はれる面がございます。それ

は、たとえばわが國の經濟活動そのも

のが非常に集團的であるというふうな

ことを申し上げることができると思ひ

ます。つまり、一人一人の經濟人が独

立に自分の考えで行動するというより

は、一人が何かをすると、みんな同じ

ような傾向に向かつて動く、きわめて、これはいい場合にも悪い場合にも集団的に行動をするといったようなことが、純粹の経済人の考えることと、あるいは行なうこととかなり違つておるのじやないかと思われ節がございす。またもう一つは、資本主義経済でございすから、当然採算に基づいて投資計画などが行なわれるであらうというふうに一応考えるわけでございす。事実は必ずしもそうではありませんが、いわゆる経済の分野におけるシエラの拡大というような動機が相対的に無視をして設備拡張計画をやるというふうな動きが、過去ずっと見えなわけでございす。つまりそういう面から申しますと、非常に集団的である、あるいは採算をともすれば無視したような投資計画をやるというふうなことは、経済人そのものが必ずしも合理的に行動をしていないということになるわけでございす。それがまた経済の予測を非常に困難にしておるというふうに考えられます。

申し上げますとまだたくさん理由があると思ひますけれども、ただいま御指摘があつて氣のついておりますことは、そのような幾つかの点だと思ひます。

○久保田(豊)委員 どうも私はそればかりじやないように思ふのです。一つは、確かに日本の各種の統計の取り方が非常に機械的で、また不備な点がある。しかし、まあかなり正確にはなつてきているわけですから、相当に政府としても全体的に見れば金もかけているわけですから、かなり正確に近くそれぞれの部門部門のあらはにあると思ふのであります。ですから、統計が不十分だからそれで不正確になるのだということとは、まあそれだけではないにしても、問題にはならぬと思ふのであります。

悪意がどうかかわからぬが、一つはやはり池田さんが——客観的にいまの時代を見る点については、あとでまたひとつ意見を交換したいと思ひますが、いま時代のつかみ方もある問題があらましようけれども、それよりは、高度成長政策がいろいろあるひびきが出てきて、一つの転換期になつておる。

ただ、私はいつもこれを見て感ずるのは、二つの大きな原因があるのじやないか、こう思ひます。一つは、政府の数字の出し方が、きわめて政策的な意図を盛り込んだ数字が非常に多いわけですから、政策的意図といひますか、政治的意図を盛り込んだ数字が指標としてとられる場合が非常に多いということと、もう一つは、やはりいまの経済社会の客観原則に対する理解とどうか、そういうものに特に目をつぶつてやろうというところがあるが非常に多いのじやないか、こういう二点に大きな原因があるのじやないかというふうには思ひます。しかし、これは見解の相違になりましようから、時間の関係もありましようので先に進みますが、特に私は三十九年度の経済見通しという数字は非常に政治的な意図が作用して、この数字そのものが非常に政治的につくられておるようになつておるのです。しかもそういう政治的な意図から、全体としてこれを統一的にながめる場合に、非常に不つり合ひな面がある数字そのものが出ておるというふうには解せざるを得ないわけですから、これは、たとえば最初にあなたが指導されてつくられた企画庁の原案は実質成長率を六%に見ておる。ところがあなたと首相とが相談をして、これを七%に上げた。ところが、ほかの分は必ずしもこれにすつかり正確に合つていない面が非常に多いわけですから、この上げたということについても、私はこれは

るのではないかと思ふ。なぜかというところ、いろいろの計算に使われる数値やなにかを使つて計算すれば、どんなにしたつて、大団圓國民総生産が七%上がれば一〇%ないし一一%の鉱工業生産の伸びでなければならぬはずですから、ところが、これがあつて九%に押えられておる。これはどこに意図があるかといへば、これははつきりしてゐる。それはなぜかといへば、鉱工業生産がかりに一一%ないし一二%になれば、どうしたつて原料材その他の輸入量がふえてくる。そうすると六十二億の政府の見通しではおさまらぬ。そうすると国際収支の赤字がさらにふえてくる。こういうところから、特に鉱工業生産の伸びを小さくしたと見るよりはほかにならぬ。さらにもう一つの点をあげてみると、個人消費の支出の伸びを率を一一・七と押えておる。これも低過ぎる。少なくとも一三%ちよつとぐらゐでなければならぬはずであります。ところがこれは、あなたの新聞記者との会見では、こう押えたところ

に苦心があるのだということを言つておられる。それはなぜかといふと、いままでは表面の理由は、要するに消費が非常に堅調で、このまゝいつたので経済規模が大きくなるし、そしていわけゆる押えがきかなくなる。輸入も大きくなる。こういうところから、どうしても消費を、少し上がり過ぎたものを押えていくという政策をとるのが当然だといふ、こういう配慮から出たといふことを、あなた自身が言つておる。しかしその裏に、あなた自身も言つておるとおり、いわゆる労働者に対する所得政策というものがちゃんと裏打

ちになつておる。要するに労働者の賃金をできるだけこの機会に下げていく、下げていくためにはこの数字を小さく見たほうが適切であるといふことを、ほかの機会にあなたは言つておられる。これ三つだけとつてみても、こ

のし経済成長見通しといふのは非常に政治的だ、こういうふうには思われるわけですから。私はこういうふうな態度がいかどうか、ここにやはり問題があるのではないかと思ふのです。こういうふうな態度で、一項目、一項目の数字を、必ずしも全体との統一性を保つて確保しないで、そして一々政策意図を込めて、こういう数字を次々に、あるものは都合が悪いから上げる、あるものは都合がいいから下げるというふうなことをやつておる、こういう態度がやはりこれから経済運営の基本を制約するものになるのではないか、これではうまいといふはずがない、こう思ふのですが、この点はどうでしょう。

○宮澤國務大臣 私どもが決定いたしましたのは、経済見通しと経済運営の基本的態度、お手元にございすようなものでございすから、したがつて、こういう作業の中に政策努力といふものが入つてまゐることは御指摘のとおりだと思ひます。つまりこういう仕事をいたしますときに、明年度の経済がどうありたいといふ、ありたいといふ姿と、あるであらうといふ姿とは必ずしも一致しないわけがございすから、当然に、政府が全面的な政策努力をすることによつて、幾らかでもありたい方向に近づけていく、こういう気持ちで常に働いていく、こういうことでは、そのあるであらう姿とありた

い姿と書き分けてあるわけでございます。しかし、いずれにしても久保田委員のおっしゃったような気持ちは、私どもに基本的にございませう。ございませうが、しかしありたいと考えまして、それが客観的にどういふ不可能であるという場合もございませうから、そういうときには、やはり客観的な可能性の範囲の中でめなければならぬ。いかにかありたいからといって、とうていできそうもないようなことを見通しとして書くというようなことはいたしていいつもりでございます。一例を申し上げますと、たとえば消費者物価が、四・二％であろうというのを申し上げておきますが、これなどはどちらかといえば、消費者物価は上がらないというのを言いたいわけではございません。けれども客観的にそれは可能ではない。やはりこの程度のことでは最善の努力を尽くしてもどうも起るであろうということになるかと、やはりそういう客観的な可能性の前には、当然それを認めていかなければならぬ。いというような気持になつていくわけでございます。それでですから、御指摘のような気持ちはございませうけれども、客観的な不可能性をこの見通しの中に書くというとはいはしておられないつもりでございます。

それから、成長率の問題について御指摘がございました。七％という結論に達しますまでの過程では、確かに相当いろいろのことを考えたわけでございます。いろいろの数字がございましたが、総理大臣云々というような経緯があったわけではございません。むしろ一番私が刺激を受けたのは、昭和三十一年の経済が必ずしも好況な経済で

はなかったわけでございますが、昨年の暮れになりました、正確な国民所得の計算が出てまいりましたのを見ますと、三十七年の経済の成長率は五・九％であつたということになつたわけでございます。私どもはそれを五・一か五・二であらうというふうに、実はそのときまでは考えておつたわけでございます。意外にも五・九％というあの実感の、どちらかといえばかなり不況であつた経済にしては、数字の上では相当高い率であつたということがわかりました。そういうことから判断いたしますと、三十九年度の経済というものは六％といったようなものではどういふあり得ないであらうというふうな見通しになつてまいりました。それで七％という数字を出してきたわけでございます。けれども、ただいま御質問の中に御指摘がございましたように、この七％というのには、私はどちらかといえば少し低目に押えておるという感じがするわけでございます。先ほど仰せになりましたように、九％の鉱工業生産の伸びというものは、少し小さくないかというのを仰せになりました。私が、私にも幾らかそういう感じがいたすわけでございます。もしそうであるとしたら七％という数字は決して高過ぎませんで、どちらかといえば低目ではなからうか、私もどちらかといえばそういう傾きがあるように感じるわけでございます。ですから低いものを無理に高く上げたというのではありませんで、どちらかといえばその逆のような気持のほうが私には強いわけでございます。

それから鉱工業生産と経済成長率との間の関連について御指摘のありまし

たことは、多少私は違ふ意見を持つております。昭和三十年ごろから今日までの鉱工業生産の伸び率と経済成長率とを比較いたしますと、その間に函数関係をどうも発見しがたいわけでございます。たとえば設備投資が主導権をとりまして、鉱工業生産がふえましてときには成長率が相当大きくございませう。しかしそうではないときには鉱工業生産が相当高くて、成長率があまり高くないときがございませう。これは詳しくは数字をあげて申し上げてもいいのでございませうけれども、また年によりまして、経済成長率がプラスであるといふような年もございませう。その両者の間に函数関係を発見することができません。それはいろいろの理由があると思ひますが、少なくとも考えられます幾つかのことは、鉱工業生産が国民経済活動の中で持つておる比率というものは、大體経験的に三分の一くらいと思ひます。一次産業、二次産業、三次産業とございませう中で、ほぼ二次産業にあたるであります。鉱工業生産の持つております比率が三分の一くらいしかないとはいふようなこと、それから鉱工業生産の伸びがどういふものの主導のもとに行なわれてきたか、設備投資であるとか在庫投資であるとか、いろいろあると思ひますが、そういうことにもよりまして、また伸び率そのものが、六％の場合と二〇％の場合とでは、やはり成長率に及ぼす影響も違つてくる。それらのいろいろの理由がありまして、鉱工業生産と経済成長率との間の函数関係といふものは発見しがたいように思ひわけでございます。したがって、九％の鉱工業生産で

七％の成長がおかしいということはないように思ひわけでございます。それから最後に御指摘になりましたのは、九％の鉱工業生産といふのは少し低目ではないかという点、それは私もどちらかといえばそういう心配をしておるわけでございます。心配と申します意味は、御指摘のように国際収支の問題もございませうし、いろいろなこととがございませうから、在庫がふえていながら鉱工業生産がさらにふえ続けるということは何か不自然なことである、経済の正常な動きではないという感じがいたしますもので、あまり大きく鉱工業生産が伸びてほしくないというふうな気持ちを持つております。まずそこまでお答えを申し上げておきます。

○久保田(豊)委員 いまの国民総生産と鉱工業生産との間の函数関係といふものは非常にむずかしいあれだと思ひます。しかしまあいままでも、大體経験的に方式はきまつてはいるわけですが、そういうものではじいてくるとほぼこういう数字になるといつて差しつかえないと思ひます。また、いま鉱工業生産が御承知のとおり非常に在庫が多。製品在庫が非常に多いにもかかわらず非常に高水準をいまのところ保っているわけですね。それはなぜかといへば、いま高度成長政策で借金して施設をうんとつくつたのだから遊ばしち。おかれないという事情もあり、あなたの言う収益分岐点が高くなつた。そういういろいろな事情から、下げたこともなかなか下げられないという一つの事情から、これを高くせざるを得ない。こういう状況になつてもある程度高くせざるを得ない。そうしてある

段階にいけば、これは何かの処置をしなければならぬという問題になつてきますけれども、これは資本主義のあれからいへば、当然、いまの行き方の三年間の集積の上では、そういうふうに出ざるを得ないと私は思ひます。これをどう、あなたのことはどういふことか、こう思ひます。一番大きな課題じゃないか、こう思ひます。それから数字を出して、当然予想される数字を押えるということはどうか、こう思ひます。まあしかし、この点は私の本旨ではありませんから次に運営のほうに、基本的態度のほうにひとつ移つていきたい、こう思ひます。

この本年度の基本的態度並びにあなたの演説を聞いて感ずることは、これは引き締め基調でいく。その引き締め基調といふのは、いわゆる開放経済の中でですから、従来のように、ものをいきなり押えたり、あるいはなんなりすることは非常に困難になつてくる。したがって、財政金融措置を通じていく。いわゆる引き締め政策を浸透さしていく。そういう中で、まあいまままでのところであつたわけでは、いわゆる国際収支の危機といふものは、これを何とかうまく切り抜けていく。それから物価の上昇というものを押えていく。さらに非常に立ちおくれおる農業と中小企業をひとつ改善していく。もう一つは社会投資ですか、公共投資ですね。これが非常におくれていくから、これをひとつ回復していく。う、こういうのが基本の政策と思ひますが、そういう前提に立つてみると、初めから出発点がおかしいじや

いか、こう思うのです。

引き締め基調といながら、予算はどうかという、御承知のとおり最初に田中さんが閣議で了承を得た線は、予算の規模も財投も大体前年度の一〇%増し、こういうことであつたわけですから、この選挙になつてから、これじやまずいというので、たんに一四%に増された。それを基準にしていろいろやられて、そして結局はどうかという、予算の規模は一四・何%ですか、こうなつてきた。財投の規模はどうかという、二〇・何がしという、と、合算してみても相当大きな、少なくとも積極予算、インフレ予算だ。しかもこれにいろいろの尾ひれがついておりまして、正確にやればもっと予算規模が大きくなることは御承知のとおり。一つは、いろいろの政府保証債によるものが財投の中に非常に多い。あるいは予算の規模を特に小さくするために、国立学校の特別会計をつくつてみたり、あるいは住民税の減収分の補てんを元利の補給債でやつていくというようなことをして、いろいろなことをして予算の規模をできるだけ小さく見せて、そのかわり財投のほうは政府保証債を中心とする借り入れ金——公債というんじゃないでしようけれども、主として公債でもつてやるようにした。こういう点から見れば、実際の規模はもっと大きいと見て差しつかえないのじゃないか。さらにその上にどうかという、本年度の予算では、次年度に増しているいろいろの経費が多いわけですね。これが非常に多い。これはいいかも知れませんが、来年はさらに予算の膨張を来す点です。さらにもう一つの点は、こし公

共投資がさらに非常にふくれた。いままでは大体総計で約六兆ぐらいです。それが全部集めると、大体十兆から十一兆になるでしょう。これから年々やつていくということになります。これはまた非常に膨張要因になつてくる。こういうのを見ると、こし

予算はすぐ出ないまでも、来年度以降には非常に大きな膨張予算、いわゆるインフレ予算をつくられた、こういうことになると思うのです。そうすると、財政を通じていわゆる引き締め政策をやつていこうという点は、はつきりここでもつてくずれていく、こう言わざるを得ないと思うのであります。しかも税金のほうはどうかといふと、国民総生産に対する租税の何とかならうというのには非常に高くなつておる。去年が大体一・二六ぐらいで、その前年が一・一六ぐらいで、まああつたところの調整過程でやれば大体一・四一・五ぐらいが適当でしょう。それを特別に高く見て税金をよけい取る。この面からも私は明らかに一つのインフレ予算だと言つて差しつかえない、こう思うのであります。したがつて、要するに引き締め政策であつたにせよ、何となくいふと、金融面を通じてだけというところになる。もっぱらこれにたよらざるを得ないということ。ところが、金融面のはうでは、いままで二つの引き締め策がとられたわけですね。一つは、準備率を倍に引き上げたということ、一つは、窓口規制を一一三の貸し出し純増分について一割、大体二百四十億ぐらいでしよう、これをやつてきた、こういうことですね。ところが実際に

は、金融界がいろいろの關係で非常に繁忙ですから、要するに揚げ超が多いからということでしょうね、そういう点で繁忙だということ、これが相当にいろいろの点でこぼれ落ちてくる。しかし、いづれにしてもこういうふうにはほとんど金融にすべてを託して、財政のほうで引き締めるのではな

くて逆に膨張をやつた、インフレをやつた、そして金融のほうでそれを肩がわりしていこうということになりまして、これは及ぼす効果というものは非常に違つてくる、こう思わざるを得ない。こういう矛盾した政府の政策というものは、おかしきやないか。少なくとも開放体制下において財政と金融とがいわゆる均衡をとりながら引き締め政策をやつていく、こういうので初めて私はなだらかな移行ということもある程度可能になると思う。ところが、こういう片ひつこなやり方では、なだらかなというわけにはいかないと思う。この点に対するあなたのお考えはどうかということでありませう。

して、はたしていまの内閣が予算なり財投の繰り延べなり執行停止、こういうものをやり得るのかどうか、やる腹があるのかどうか、またその場合に対する対策というものを考へて、こういう措置をとられたのかどうか、これをお伺いしたいと思います。

○宮澤國務大臣 表現なり見方なりでは、必ずしも久保田委員のおっしゃいましたことと同一でない点が幾つかございませうけれども、しかし問題の大づかみな指摘としては、まさにたゞいまおっしゃいましたようなことが問題だらうと思うのでございませう。予算あるいは財投がインフレ的かということになれば、私はインフレ的だとは思いません。前年度に対する伸び率にいたしましても、前回、前々回は小それてございませうから、またその費目について見ましても、いわゆるインフレ的なものではないというふうな考へております。しかし、先ほど仰せられましたように、一方で経済を引き締め基調で運営しながら、他方で中小企業の問題もあり、農業の問題もあり、公共投資の問題もございませう、いわゆる振りかえ所得、社会福祉的なものもございませう。そういうたくさんの目的を追うのは欲ばりではないかというふうにおっしゃれば、それは、そういう意味では私はそうだと考へるのでございませう。けれども、そのくらいなことではできる経済だというふうな考へております。つまり相当大きな設備投資が、しかも新しい設備投資がなされて、生産能力がむしろ余剰と言へるくらいにある経済でございませうから、そのような幾つかの目的を並行して追つていくということ、私は、私はいまの日本の経済にはできる

というふうな考へておるわけではございませう。租税負担率が確かに高いということは御指摘のとおりでございませうが、しかし考へてみますと、租税の負担率がどのくらいであるべきかということ、その租税がどういう目的で使われるかということとの關係で考へてもらなければならぬと思ひます。

福祉国家というふうなものを旨としていきますときに、それはやはり高所得者から低所得者への財政を通じての移転といったようなことは当然あつてよろしいことではございませう、負担できる階層からはかなりの租税を取つて、それが公共投資なりあるいは福祉施設なりに向けられていくということ、排撃すべきことではないと思ひます。低いにこしたことはございませうけれども、ただ低ければそれでいいんだということ、私どもは考へております福祉国家の姿と必ずしも一致しないように考へるわけではございませう。でございませうから、租税負担率は決して低いとは申しませうけれども、それが、要はいかに社会正義に基づいて使われるかということが問題ではなからうか、こう思ふわけではございませう。かれこれそういうことを考へますと、いまの日本の経済でこのようにな予算あるいは財投計画を組むということとは意味があることでございませう、さして無理なことだというふうには考へておりませう。しかし、さてその結果、その程度においては、引き締め基調で運営するということ、やはり少しその限度ではそれだけそこなわれるであろうということ、それはもうそのとおりでございませう。そのとおりでございませうから、それだけのものはや

はり金融でも考えていかなければならぬ。金融だけにたよるといふふうには考えまされども、経済を引き締め基調で行なうということは、かなり大きな部分が金融にかかってくる仕事である、そのとおりだと思ふわけでございます。しかし、それにいたしましても、やはり中小企業といったようなものが非常な危機におちいるということは避けるべきでありますし、むしろ中小企業の生産性を上げたいという目的をほかに持つておきますから、一方的にただ金を引き締めたらそれでいいんだというようなわけのものでもない。総体、ただいま御質問を伺つておりまして、確かに運営のむずかしい経済であるといふことは仰せのとおりだと思ひますが、最善を尽くしてそのむずかしいところを幾つかの目的を追いながらやっていく、こういうのが私どもの基本的な考え方でございます。

○久保田(豊)委員 ただいま、まだ日本の経済がそれだけ余力はあるんだ、それが証拠には遊休施設がまだ相当あるんだと言ふが、大体において相当遊休施設はなくなつておらずに、勧告操短等も一部やつておられますけれども、おもなもののについてはそうないわけですね。そんなにそういう点で余裕はないんじゃないか。それにこれだけの財政規模、これにさらにいろいろの政府関係機関やその他地方のものまで入れば膨大な需要になり、それが主として資本的といひますか、何といひますか、有効需要を刺激するような要素になつてゐることは明らかである。また同時に、国家経費と総生産との比率を見まして、これは今日の状況では大きくなるのが普通でしようけれども、しかしそれにしても、いまの引き締め基調の中でこういう予算をつくるということは、少なくとも予算なり財投はこれはインフレ要因であつて、むしろそれらはかえつてあとになつてからのつぎならぬような結果を持つてくるんじゃないか、それを心配する。あなたは、場合によつてはひとつ予算なり財投の執行を引き延ばすというふうなことも考へてみなければならぬと言はれることでしようけれども、来年度に大きく尾を引く非常に危険な財政態度だと私は言わざるを得ないと思ふ。そして一方において金融だけこゝろを寄せて、それで何とかやつていく、何とか調整をとつていくという態度は、私はこういう日本の段階ではとるべきものじゃないというふうな考へるわけですね。この点は意見の相違になりましようから……。

も、しかしそれにしても、いまの引き締め基調の中でこういう予算をつくるということは、少なくとも予算なり財投はこれはインフレ要因であつて、むしろそれらはかえつてあとになつてからのつぎならぬような結果を持つてくるんじゃないか、それを心配する。

あなた、場合によつてはひとつ予算なり財投の執行を引き延ばすというふうなことも考へてみなければならぬと言はれることでしようけれども、来年度に大きく尾を引く非常に危険な財政態度だと私は言わざるを得ないと思ふ。そして一方において金融だけこゝろを寄せて、それで何とかやつていく、何とか調整をとつていくという態度は、私はこういう日本の段階ではとるべきものじゃないというふうな考へるわけですね。この点は意見の相違になりましようから……。

そこでもう一つ伺ひますが、あなたの方で言つておられるように、経済の事情によつては、財投なり予算の執行をあるいは引き延ばすといふことをやるのかどうかといふことが一点。その場合にはどういふふうな用意をしてやると見てやるのかといふこと。それからもう一つ、これは金融上のいわゆる引き締め政策といふのは、いま二つ出ているのは、窓口規制と、それからいまの準備率の引き上げだけですね。問題は、いつも公定歩合を上げるかどうかといふことが一つの問題になる。これは池田さんは非常にきらいだ、とにかく公定歩合だけは引き上げはやめてくれといふことらしいが、この二つの措置だけでやれるものかどうか、今後いわゆる金融引き締め措置として考へておられるものはどんなものをお考へしておられるかといふことを、もう少し具体的に伺ひたい。

○宮澤國務大臣 責任の直接の当事者ではございませんから、あまり具体的に申し上げることはできないと思ひますけれども、たとえば実行予算などを組む気があるかといふ御指摘であれば、そういうことを考へるつもりはございませぬ。ただ抽象的に申しますならば、予算なり財投の執行というものは、やはり経済の基調を見ながらいたすことが必要でございまして、こゝに先ほどから御指摘のように、相当むずかしい問題をかかえた来年度の経済でございまして、財政の運営にもやはりそれだけの配慮があつてしかるべきものだ、この点は大蔵大臣も同様にお考へておられるように承知をいたしております。

それから金融で、さらにどういふことをやつていくかといふ問題でございしますが、公定歩合の問題も、私、当事者でございませぬから、抽象的に表現するしか方法がございませぬけれども、金利の負担を国民経済にかぶせていくといふことは、それだけではあまり意味がないように思ふわけでございます。千億以上の借入れ金をしておる企業などがすでに相当あるわけでございますから、一厘といふようなことでも相当な負担になるわけで、国際競争その他の観点からいって、そのことは格段の、それで金融が締まるといったような実体的な意味はないのではないかと。むしろ金利の問題ではなくて、量の問題であらうといふふうに考へるわけでございます。過去において、預金準備率の引き上げと、それからい

る窓口規制といふことをやつてまいりました。この窓口の規制の方法、数量的な方法は、経済の繁閑に応じていかようにもなり得ることでございます。また、他方でオペレーションといふようなこともございまして、そういうふうなことを考へていけばいいのではなからうか、抽象的にはそんなふうにお考へております。

○久保田(豊)委員 そうすると、これからの金融引き締めの方策としては、売りオペですか、これをやつていく。それから、いわゆる選択融資は、当然結果としては強くなつてくると思ふのですが、これはどうなんですか。

○宮澤國務大臣 選択融資と言われましたのは、銀行として優良な相手により多く貸すといふことでございまして、か。一般的に申して、そういうことは、金が締まつてくれば、どうしてもありがちだといふふうにお考へます。したがつて、中小企業に対する貸し出しを忘れてくれるなといふことを、しばしば金融界にも要望しておるのでございますが、最近の傾向は、中小企業だからといって貸さないという姿ではなくなつてきたやうでありまして、中小企業でもいいものは貸して、こういふ傾向がだいたい見えておる。倒的に偏重するといふやうなことが、かなりなくなつたやうにお考へます。

それから、もう一つ困つた問題は、そこに銀行としての自分のシェアの確保といふ問題がございまして、系列企業だけを非常に大事にするといったやうな、必ずしも合理的でない態度が一つ見えますので、それについても

るだけ反省を促していききたい。しかし、一般的にいって、金融が詰まつてくれば銀行の態度が選択的になるのではないかとおしければ、市中金融機関に難かにそういう傾向はあると考へます。

○久保田(豊)委員 時間がありませんから、この問題、もう少し突っ込みたいのですが、あとの機会にします。この経済運営の基本的態度の一番ガツンになるのは何かといふと、根幹になるのは国際収支の悪化を防止しようといふことだらうと思ひます。政府のあれによりますと、大体ことは、総合収支では約九千九百万ドルの赤字だ、来年度はどうかといふと、貿易収支は輸出入ともに六十二億ドルで、大体においてとんだ、それから貿易外収支が大体五億五千万ドルの赤字になる、それから資本収支のほうで四億ドルの赤字になる、したがつて、年末には一億五千万ドルの赤字で済む、こういう大體のあれでしょう。しかし、これは実は相当問題だらう、こう思ふのです。

私が第一にお聞きしたいのは、輸出が、これで見ますと、前年度の同期に比べて二・七％ふえる。あなたの算定では、世界の景気が大體においていい。資本主義国の景気がいい。それと同時に、低開発国も、第一次産品等の値上がり等によつて多少活況を呈してきてゐる。そういうところから見て、世界の貿易の伸びというものは大體六％ぐらいだらう。ですから、経験的にはその倍はいくら、大體六十二億ドルぐらいのことは十分いけるんじゃないか、こういうあれのやうであります。こまかい点は通産のほうとやりますけ

れども、私は、ここでやはり一つの現状認識についての違いが少しあるのではないかというふうに思うわけです。政府のこの見解をずっと読んでみますと、いまの段階は、世界的にも日本的にも、いわゆる景気調整、つまり景気循環の一段階であるというふうにとられておる。この循環がある程度過ぎれば、また発展は相当いくんだというふうに見られておるようであります。しかし、私はそうじゃないと思う。少なくとも、世界的に見ても、欧州でも、大體国によって多少の違いはありますけれども、いままでの高度成長の一番基本になっておるものは設備投資である。つまり技術革新を土台とする設備投資だ。それから、何といひますか、市場が、ああいうふうな、中間の狭いものを取ったために、市場が広くなると。この二つの要因が、大體においていままでの比較的高い成長を維持したものであります。ところが、この設備投資が各国とも——イギリス等はまだまだ多量あるようだけれども、相当頭打ちになっておるといふことは明らかだ。アメリカにいたしましても、自動車、住宅、一般の個人消費というふうなものが中心になって、御承知のとおり景気はいまのところいい。しかしながら、見方によって、ある人は、後半期になれば設備投資がさらにふえてくるだろうという見方もしておりますが、多くの人の見方は——政府はそういうふうに見ておるようですが、多くの人の見方は、設備投資は大體頭打ちじゃないかというふうな見方が多いようであります。こういう点から見て、私は、少なくともこの数年間、欧州やアメリカの高度成長をささえてきた一番

基本的な要因である、いわゆる技術革新を中心とする設備投資による高度成長というものは、もう一応の段階が来て、これはもう終わりの段階だ——終わりのことはありませんけれども、もちろんまだいろいろのものが残つておりますけれども、しかし大勢としてはもう終わりの時期に来ておるのではないかと、その意味におきまして、総体的な停滞期に入つておるといふ多くの学者その他の見方のほうが正しいじゃないか、こう思うわけがあります。日本にしましても、日本にしましても、この高度成長をささえてきたものは、御承知のとおり技術革新を中心とするいわゆる設備投資、それが同時にシェアの拡大というふうなものにつながつてやつてきた。しかし、昨年度からこしへの設備投資の内容を見ますと、多くはそういうほうへいつていない。石油であるとか石油製品であるとか石油化学、あるいは自動車というふうなもの、ほとんどシェアを拡大して、ほとんど生産能力を増すという方向での設備投資が相当活発です。しかし、ほかの大企業については、大體技術革新のための、したがってこれを台とすといふゆるシェア拡大、生産能力拡大というための設備投資は一段落だ。昨年度あたりから出てきているのは何かというと、いわゆる研究投資であるとか、あるいは福祉施設を拡充するとか、あるいは販売網を拡充するとか、そのほか更生ないしは改良というふうな投資が主力であります。直接生産能力を増していくという投資は、もろ大企業については一段落、中小企業についても——中小企業の設備投資が去年あたりは非常に盛んです。ほとん

ど主力はそっちに移った感じ。しかし、この内容を見ると、結局親企業からいわれてしかたなしに設備の改善をした。これはある程度技術革新と生産能力の拡大というふうにつながつておるものも相当ある。しかし、それ以外に、いわゆる労働対策としていろいろな福祉施設であるとか、特に営業用自動車、投資というふうなものが非常に多い。これまた本格的な意味においては、要するに生産能力の拡大といひますか、成長、こういう意味での頭打ちであります。ですから、表面はそうでありましても、これはまた、こゝでは設備投資を中心とした従来のいわゆる生産拡大といひますか、高度成長といふものは一段落じゃないか。したがって、その意味においては、表面はともあれ、深部においては、いわゆる総体的停滞期が来ている。これがどうして内外ともに情勢の基本をなすものか、単なる景気循環という問題ではない、絶対ない、こう思うわけです。それなるとゆえに、日本では、御承知のとおり完全な開放体制に入ると同時に、外国では、アメリカが盛んに自由化、自由化と言つておりますけれども、ブロック化といひますか、地域化といひますか、そういうもの、あるいは保護主義の傾向が至るところに出てきている。これは特に資本主義国に多い。こういう状態ですから、これは品目別に詳しくやらなければいかぬかもしれないけれども、資本主義下において日本がそういう簡単に伸びる状態ではないというふうに私は思うわけですから、同時に、低開発国にしましては、なるほど一次産品は多少の値上がりをしました。しかし、こういうところ

ろは御承知のようなところでありまから、借款なり何なり、あるいは延べ払いなり何なりでそういうものはいかにもいらないけれども、とても支払い能力がないというのが今日の実情であらうと思う。そして、さらにインフレが強くなつてくるという傾向から見ると、このほうも私はそう輸出が伸びるといふことは考えられない。一方共産圏のほうは相当の輸出力があり、各資本主義国は最近非常に積極的な熱意を示して伸びております。ところが日本は御承知のような状況で、アメリカに押えられておる。どちらも実は完全には伸び得ないというふうな状態で、これまた相当は伸びるでしょうけれども、大きな期待は持てない。こういう点を考えてみますと、六十二億ドル、前年に比べて同様に二・七です。これは、けのすでに伸びがあるといふことは、そう簡単に、楽観的に見るのは危険じゃないかというふうに思うのですが、この点はどうか。

○宮澤内閣大臣 大膽なことを申し上げるようでございますけれども、国際収支の赤字が一億ドルとか二億ドルとかいふことは、そのこと自身は実は私はそんなに心配をしていないわけでございます。むしろ問題は経常取引、ことに貿易外で大きな赤字を出しながら、それを資本収支でカバーをしていっているという姿がよくないので、これを直さなければならぬといふことをむしろ申しておりますので、国際収支に総合して二億ドルとか三億ドルとかいふ赤字がかりに出ましても、私はそのことは決して心配をすべきことではないといふふうに考えておるわけでありま。それから、世界経済の来年度の見方、これは自分の国の経済も正確に予知し得ない者が申すのはおこがましい感じがいたしますけれども、たとえばアメリカなどでは、政府の見通しはヘラー委員会が立てておるわけでございます。ここでは減税法案が通れば——おそろく三月ごろには通るかとも思いますが、大體実質で五割の成長がある、相当強気の見方をしております。この点はアメリカの政府ばかりでなく、たとえばマクグロウヒルとか、いろいろ政府以外の機関でもほぼ一致してかなり高い、四割ないしそれ以上の成長を見ておるようでございます。これは一応それに信を置く以外にやり方がないのでないか。イギリスでもかなりの成長を見ておりますし、フランスとかイタリアとかいふ国がどうなるかといふことには、あるいは問題があるかとも思いますが、しかし、東南アジアを含めまして、大體世界の三十九年度の貿易の環境といふものは悪くない。これも実際になつてみなければわからないことでございますけれども、そう見るのがほぼ通説ではないか。私もそういう通説に従つてものを考えておるわけでございます。そういういたしますと、世界貿易の伸びというものはやはり六割とか、七割とかあるはずでございますし、経験的にはわが国がそれに対して弾性値が一・二ぐらいであるといふことを考えておるわけでございます。これは品物別に多少積み上げておりますし、地区別にも作業をいたしておりますけれども、六十二億ドルという数字そのものはいまの通説が大体当たります限り、そんな無理な数字ではないではないか。世界の景気の動向よりは、各国にばつば

が三億がらみのものがプラスになる。したがって軍閥を除きますと八億余りの赤字、それを軍閥係で三億がらみプラスになりまして、ネットで五億五千万ドルの赤字、大体大まかにはそういうことでございます。

○久保田(豊)委員　あなたも御承知のとおり、一番の問題はここにある。あなたのほうで出された経済月報の十二月号にかなり詳しい分析があるわけです。これを見ると、大体貿易外の経常収支を三つに区分しているようです。

一つは、要するにそれ自体で独立的に動くいわゆる経常収支の分、一つは貿易に付帯して動くもの、一つは資金の出入りに付帯して動く分、こういうふうに分けておられるようです。

この分析は私は非常におもしろいと思うのであります。これをちょっと読んでみますと、経常つまり独立的に動く部分については、大体においてことは特許権の使用料というのは、いまお話しのように一億ドル近くであって、これはだんだんふえていくわけですね。それから映画フィルム、政府間収

引というのは主としていまの軍関係ですね。これが三億ドルですか、これは昨年比べてどのくらい減っているか、こういう点もお聞きしたいと思う。それから海外旅行は、日本側としてはこれは相当ふえるのじゃないか。しかしオリビックがありますから、ことに限ってはこれはいいんじゃないか。軍関係は、アメリカからの軍関係の経費というのは、アメリカ軍がだんだん引き揚げていき、そして日本に対する軍事援助といいますが、そういうものがほとんど打ち切られている関係では、むしろこれはだんだん減っていく。したがって、これは現在のところ黒字だけれども、将来は赤字になる公算が非常に多いということを言っておるわけです。

それから、資本取引に付帯しているものは、これは要するに、資本がだんだん入れば、これに対して利子の支払いや配当の受け払いその他がふえていくわけです。これは計算をしてみますと、資本の流入超過が一億ドルあると、大体五百萬ドルが悪化してくる、赤字幅が大きくなってくる、こういうことになる。一番大きいものは、何と云っても貿易に付帯する経費ですね。これは運賃の受け払い、港務経費、保険料、海外事務所経費、それから銀行の手数料、このうちで一番大きいのは運賃の受け払いと港務経費、大体こういうことだろうと思う。これは、いまのところ日本で非常に船が足りないものから、邦船の積み取り率が非常に悪い。こういうことから経費はだんだん悪化していく状況です。FOB換算でやると、一億ドル貿易が増せば五百萬ドルだけが悪化するという数字

になるようです。

したがって、こういう点を考えてみると、貿易がいまのように六十二億ドルでいきますと、相当大きな赤字がふえて、政府の見通しよりは七千万ドルくらいふえるんじゃないかというふうな思われるわけでありまして。そのほかはまだ日本としては借りた金を返さなければならぬわけです。償却分が四十一年以降になるとずっとふえてくる。こういうことで貿易外収支の構造的なものになっていくわけです。

この赤字を埋めるのに何を持ってくるかという、結局アメリカから金を借りる。いわゆる資本導入をやる、こういうことになる。その資本導入は、ドル防衛で押えられてきて、非常に窮屈になっている。これでは資本収支が四億ドルの黒字になっているが、これもどういふふうな内容で四億ドルの黒字になるのか御説明願いたいし、結局こうして貿易外の収支、特に貿易がふえればふえるほど赤字がよけいになっていく。さらに資本取引の超過分がふえればふえるほど赤字になっていく。それから経常経費の独立的なものも大体的傾向としては赤字化してくる。こういう構造的な一つのあれになっておるといふことを、このあなたのほうの研究雑誌にはこまかく書いてある。その赤字を埋めるべき資本収支が結局はアメリカからの借金だ。その借金のうちで、経営参加的なものは別として、いわゆる普通のローンはこれからどんどん返していかなければならぬ。そうしますと、赤字を埋めるための借金が、要するに資本の導入がまた赤字を大きくしていく、こういう構造になっておるわけです。私は、これが国際収

支では問題の一番中心だ、この悪循環をどこでどうして断ち切るかということが一番根本問題だ、こう思うわけですね。

政府の考えでは、あなたが言っているのは二つある。一つは船をどんどんつくれ、こういうわけですね。ところが、こし六十四万総トンですか、くらいいはとも追いつかない。運輸省の試算では、四十二年に大体運輸の赤字を埋めるのに、赤字がパアパアになるのには一年に二百萬総トン、しかも積み取り率を非常に改善をしなければやらないという。では二百萬総トンの船ができるか、これを財政投融資でできるかという、私はできないと思う。したがって、この赤字は、いやおうなしにたちのいい資本をなるべくアメリカから借りてくるよりしかたがない。借りてくればますますアメリカに頭を下げていって、しかも全体としての貿易収支は赤字になる。しかも、アメリカとの関係において、貿易収支そのものも御承知のとおり大きな赤字です。しかも今後この大きな赤字はますますよけいになりそうです。特にアメリカとの貿易外の収支の赤字、入超のうちで見落としておるものが一つある。それは何かという、中近東から入ってくる油です。あの油が二億八千万から三億とあるでしょう、あれはみんなアメリカのものでしょう。しかも見返りの品物はほとんど出ない。ですから、アメリカの貿易じりの赤字には、あの中近東からくる油を加えなければほんとうの赤字は出ていくという、ここに一番基本があるわけですね。

断ち切るかということ、政府としては本気に考えなければならぬものであります。これは一年や二年で片づく問題で少しお話し合いをしたいと思うのですが、こういう構造的な問題をほんとうでくるようにしたのは、これはもともとからです。しかし、アメリカ一辺倒の経済といいますが、一辺倒と言った語弊がありますが、アメリカを中心にした従来の日本の海外関係がこうなってきたので、特に高度成長下でひどくなっていると思えるを得ないと思うのですが、どうですか。

○宮澤内閣大臣 貿易外収支の赤字が構造的なものであるということは、もうまさに御指摘のとおりであると考えます。

そこで、先ほどお尋ねのございました軍関係がどうなっておるかとお申ししますと、三十六年度に三億七千万ドル、七年度に三億六千万ドル、今年度、三十八年度は三億三千万ドルくらいではなからうか、明年度は三億ドルを割るだろうと考えます。おっしゃる通りに、これは漸減していくものでございまして、またこういうものはあまり当てにすべき性格のものでもないと考えるわけでございします。それから、海運関係では、IMF方式をとってまいりまして、今年度で四億三千万ドルくらい、そのものが二億ドル余り、残りの二億ドル余りが港務経費から船舶用の油、用船舶などでございしますが、三十七年度が三億五千万ドルでございまして、三十六年度は非常に輸入が多い年でございまして、三十八年度は四億ドルを

ちょっとこえたところではなからうか。そこで、三十九年度の場合にかりに——私はそう思いませんが、かりに輸入が六十二億ドルでなくて六十四億ドルになれば、その分だけは海運の収支に響くであろうとおっしゃいますことは、積み取り比率が現在のような状態でございしますから、そのとおりだと考えます。しかし、六十四億ドルになるといふふうには私もまだだいたいは思っていないということをお断り申し上げたわけでございします。

そこで、この構造的な問題をどうして直していくかということ、たとえ海運であるとか観光であるとかいう問題になると思うのでありますが、海運では今年、三十九年度に六十萬トンというものを予定しておりますが、どうも船台のほうを見ますと、ほぼ百トンくらいは建造余力があるように思いますので、六十萬トンということにこだわらずに、処置をとって、できればもっとつくれるようにしていきたいと私も考えて、いま研究いたしております。それから、観光のほうは大体毎年少しマイナスでございします。三十九年度は、たまたま先ほど仰せられましたようなことで、ほんのちよつとわずかなプラスを見ておりますけれども、どちらみちこれはほとんどとんとんか、マイナスというのが毎年の傾向でございします。まあ、これはオリビックなどの機会に、やはりなるべく外客を誘致するような環境をつくっていくというふうなことをやっていくべきものだろうというふうな考えるわけでございします。

そこで、そのような貿易外収支の赤字を資本取引の黒字で埋めておるとい

うことは、私も先刻申しましたように決断していい姿ではないと考えます。けれども、経済が成長していく、そのために質のいい外貨を貸すものがあり、またそれを借りようではないかというのと自身は、そのこと自身が不健全だとは考えておりません。経済がうまく運営されていく限り、そういう借款の提供というものは今後も続いてあると思います。また従来借りておつたものが期限がくれば借りかえというふうなこともあるわけでごさいます。それから、それが国民経済の生産力なり輸出力になつていく限り、そのこと自身は私は少しも差しつかえない、と申すよりはむしろ歓迎していいのではないのか。ただ恒久的に貿易外で赤字が出まして、それを資本取引の黒でカバーしていくという姿は、何とかして貿易外収支の赤字をなくすことによつて直していきなさい。その方法は、御指摘にもございましたように、やはり海運とか観光とかそういうものであるというふうにごさいます。

○久保田(豊)委員 一体こういうふうにして、あなたの所得倍増計画はこれからどういう長期計画になるかわかりませんけれども、大成長率がある程度伸びるというのを考えてあなたの方としてはつくるでしようし、またこれはある程度伸びていくでしよう。しかし、その場合に、いわゆる最低限必要な外貨量というものはどの程度あったらいいの、また同時に、その内容はどのくらいものでなければならぬかという点の検討がないのじやないか。実はこの前経企庁長官の藤山さんにもこの点をつつて質問してみたのですけれども、ないのですね。まあとにかく

あればいいのだというのですが、いままでの日本の経済の循環というものは、御承知のとおり外貨でいつても壁がある。それが今度は、外貨を救うために、要するに今度は引き締め政策をやる。そうして不景気になつて、何とかして外貨がちょっとたまとまたやる。と、ぱつと伸びていく。これからはぱつと伸びないでしようけれども、やはりそういう循環の一番基本になるのは外貨です。したがって、今度のあれでは、安定成長ということが、要するにこういう景気、景気の波をできるだけ小さくしようというのが一つのねらいだと思ふ。したがって、やはり外貨が経済の成長に依つて大体どれだけあつたらいいかということ、これは函数なり何なりの数値が出るかどうかかわかりませんけれども、ある程度考えてやらなければ、いままでのように、もうとにかく詰まつたときには何とかかんとかやる、そうして締めて、あるいは借金をして穴埋めをしておいて、ちょっとよいになつてくれればすくばつとやる、今度は開放経済下ではそういう操作は実際にはなかなかできないわけですから、もちろん足りなくなれば、国際通貨基金なんかからまた借りてきて一時穴埋めすることはできるでしようが、しかし、片方において、要するに毎年經常収支の穴埋めのための借金を今後とも当分の間続けていかなければならぬ。私は、今度中期の経済計画を立てられるようでありすけれども、やはり一番大きな現実の課題というものは、この外貨の壁なり何なりをどう打開していくかというところが一番中心の問題ではないかと思ふ。したがって、それには何らかの基準というか、目標

がなければならぬはず。いままでのように出たとこ勝負で、そうしてまあこの辺でいいだろう、この辺でいいだろう——あなたは大体二億ドルや三億ドルの赤字が出たつて平ちゃらだと言ふが、しかし私はそれだけでは済まないと思ふ。おそらく、日本でも外貨の手持ちが十五億ドルを割つてきて、あるいは十億ドルを割つてきて、あるいはそれに近づいてきたということになれば、これはあなたは平ちゃらでも、世間はじつとしてはおりません。必ず何かの措置をとらざるを得なくなる。そうすれば、経済成長なり貿易の成長に依つた外貨のあるべき手持ち量なりその内容は何かということ、それに到達するにはどうしたらいいかという点をしっかりと考えるのが、ほんとうの今の日本経済の自立性を高めていく根本じゃないか、こう私は思ふのです。この点はどういうふうにお考えですか。

○宮澤国務大臣 必要最低限の外貨の量がどのくらいであるべきかということについては、定説はとも私はないように思ひます。考えますと、正常輸入量の何カ月分くらいあつたらいいかというふうなことも考えてみるのかと思ひますが、たとえばこれも各国で非常に違つておるようには思ひます。オランダとかイギリスとかいうあたりが、二月分くらいあるいは三月分くらいのもので持つておるのではないかと思ひます。それから西独のように非常にたくさん持つておることもございす。これは半年以上持つておるのじやないかと思ひます。わが国の場合に、大体二カ月分は持つておるわけでごさいますから、まあまずすとい

うことであらうか。これも別に確たる定説もございせんから、経験的にはそんなことではなからうかと思ふのでございす。二億ドルや三億ドルは平ちゃらだと申し上げたわけでもございせんけれども、IMFのゴールド・トランシェのこともございすし、外貨が減ること自身がそんなに心配だといふのではなくて、ほかに問題があるということをごさいます。ですから、外貨が大いに減つて、貿易も経済活動もどうも動かぬようになったというふうなことは、少し大胆に申せばわが国では起こり得ないだらうと思ひます。しかし、過去何年かとかく外貨のポジションが低くなりまして、経済政策を調整しなければならなかつたということはそのとおりでございすし、今回もややそういう傾きになつてきておるわけでごさいますから、どうも二十億ドルより下ではやはり天井につくつとぶつかる場合が多い。これもしかし経済活動が大きくなりますと輸出も輸入も大きくなりますから、外貨のほうもそれに従つて成長しなければならぬわけでごさいますけれども、いまのような状況でやはり二十億ドルより下というところは、ときどき天井に頭をぶつけるような感じがいたすわけだと思ひます。

○久保田(豊)委員 二十億ドルといふますと少し過小じやないかというように思ふのです。これは確かにあなたの言ふとおり、定説はないわけですね。いままでの経験からいって、大体どうもやはりそういうところで二十億ドルといふのは少し過小じやないか。十五億ドルを切つてくれれば大体において必ず騒ぎだしますからね。ですから、貿易がこういうふうにとどんで伸びてきた段階で、二十億ドルというのは大体貿易量の百二十億ドルの六分の一というところでしょう。輸出入からいへばそういうことですね。これでは実に私は、ときどきこつこつくらいじやなくて、始終これから小当りに当たつては引き下がつてきて、景気調整を年がら年じゅうやらなければならぬというふうなことになるはせぬか。ここらについて私はもつと突っ込んでいろいろ経験もあるでしようし、これはなかなか定説で学説的にどうだといふものはないと思ひます。しかし、日本の貿易なり国際収支構造を十分に検討されれば——私は学者でもありませんし、そこまかい資料を持つておるわけじやありませんから、なかなか検討しようにも検討するわけにいきませんから、案はありせん。しかし、少くとも政府、特に企画庁としては、私はそこらに対して今後の経済見通しの上で立つてはつきりした目標を立てていかなければだめじやないかというふうな思ふのですが、こういう点の検討はいままでされておるのですか、されてないのですか。

○宮澤国務大臣 二十億ドルということとをきわめて難に申し上げましたのは、ただいまの段階ではと申しました意味で、六十億ドルといたしますと三分の一でございすから、まあ四カ月分、このくらいあればという、ごく雑な感じを申し上げたわけでごさいます。外貨が十五億ドルになるなんということはないと私が申すのは、そういうことになれば、ゴールド・トランシェにしても、何にしても、ごくわけなく借りられる金があるわけでごさ

ます。ただ、この金を借りるということとは、やはり利子もつくわけでございまして、返さなければならぬということでありますから、できればあまりそういうものは借りたくないというだけのことだと思ひます。輸入量に対してどれだけ外貨があればいいかということについては、私の知っておる限りあまり研究はなされたことがないように思ひますので、今度所得増進計画の中期の実施計画を立てますときに、間もなくその作業をこし一ぱいかけていたします。この問題はひとつ特別の項目として研究をしたいと思つて準備をいたしてあります。

○久保田(豊)委員 貿易ないしは外貨とユーロダラーとの関係はどうなんでしょうか。貿易が赤字が大きくなり、あるいは国際収支が悪くなるという場合には、ユーロダラーはどんな関係になりますか。

○宮澤國務大臣 それはこういうことだと思ひます。一般論としては、国際収支の問題が出ますと、大体内の金利を引き上げることになります。そういたしますと、ユーロダラーのようなものは流入しやすいということが一般論だと思ひます。ただ、非常に極端な場合には、だれが見ても非常に外貨が不足ないといったような場合には、そういう金は流れてこないだろうと思ひますけれども、一般にはそういう関係にあると思ひます。

○久保田(豊)委員 大体いままでの経験で、ユーロダラーの流入——外貨が少なくなれば、どうしても金利は上がってくる、こういうことになりますか。ユーロダラーなんかそつちをねらつてくることになりましようけれど

も、従来の実績はどうなんですか。

○宮澤國務大臣 ちょっと従来の何年間の実績の数字を持っております。ん、調べまして何かの形でお届けいたすことが出来るかと思ひますが、一般論としては、私もユーロダラーというものを、ことにホットマネーはあまり歓迎してないわけでございします。入りそうになりますと、金利を下げまして押えたりいたしておる。一般論といひましてはそんなふうな考え方をいたしておるわけでございします。

○久保田(豊)委員 それに関連して、来年度資本取引は四億ドルの黒になつていまして、これは大体まあ出るというものはそんなにないのじゃないかと思ひますが、入つてくるものですか。どんなものを予定をされておるのですか。あるいは特にあなたの談話の中には、大体内子平衡税が一応二月ごろに確定すれば、一%の利子がつくものはないし、そうでないものについて、アメリカあたりではまた採算を立てて、日本とすれば、一%の税金を払つても安くなるから、これをとつてこようというふうなことを考えておられるやにも見えるわけですね。だから、一%はしようがない、それでもいいから何でも持つてきて穴を埋めなければならぬというふうな——穴を埋めると言つと語弊があるが、そこらはどういうふうにお考えになつておるのですか。

なお、それと関連して、せんだつての日米合同委員会では一番中心の問題になつて、特に田中さんが相当に強いいろいろなやつたさうです。ところが、向こう側が柳に風といひますか、この点については前の言質以外には一

歩も与えなかつたというふうなことで、この辺の消息なり、いまの四億ドルの黒字になつてくる基礎の中にどういふものがあるかと思ひます。

○宮澤國務大臣 資本取引につきましては、実は出るほうもかなりございします。入りが六億ドル余り、借り入れ金とか外債、証券でございします。それから出の方が三億六千万ドルぐらゐ、あとはユーザンスがプラスになるわけでございます。

利子平衡税の問題は、私も政府の中にも多少違つた幾つかの考え方がございまして、私自身は利子平衡税というものはけしからぬ税金である、たてまえとしてはこれは間違つておるといふ考えで発言を過日もいたしておりました。それから、大蔵大臣は、むしろそういう理論的な問題よりは、日本の場合にはやはりカナダと同じような扱いをすべきじゃないかということ強く主張しておられたわけでございします。実際問題といたしましては、あの法案の成立を見越しまして、あれが三年以上のものであるということでございしますから、三年未満のインパクト・ローンのような形で金がばつばつ入つてきておるといふのが実は実情だと思ひます。今度では当然利子のついたところで三年以上の金が入つてくるかと思ひます。ございしますが、そういうのが実情でございまして、わが国の外貨に非常な危機がくるというふうなことは、先刻私申し上げましたように、ないことだと考へますし、アメリカ側としても、したがつてそういうことになれば考へると言つておられますけれども、そういうことは実際にはないことだと私は腹

の中で思ひますから、あれを向こうが日本に対してまけようというふうなことは、まずちょっとなかなかりやうもないことだし、どういふ見通しかとおつしやいますから、率直に申しましたら私はそういう印象を持っております。

○久保田(豊)委員 それでは、まだ私は、物価問題その他について、中期計画の問題についてももう少しいろいろ要点について御質問申し上げたいのですが、きょうはもう時間がないさうでございしますから、それらの質問を保留をいたしまして、これで一応終つてまいります。

○二階堂委員長 午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時開議

○二階堂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出の石油資源探査促進臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、まず通産大臣より趣旨の説明を聴取することにした。福田國務大臣。

石油資源探査促進臨時措置法を廃止する法律案

石油資源探査促進臨時措置法を廃止する法律案

石油資源探査促進臨時措置法(昭和二十九年法律第八十九号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和三十九年四月三十日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に石油資源探査促進臨時措置法第一条第一項の規定により指定された地域内に存する石油を目的とする試掘権の存続期間並びにその存続期間を延長することができる回数及びその延長する期間については、なお従前の例による。ただし、同法第六條第二項中「一年で除して得た数」とあるのは「二年で除して得た数(その数に二に満たない端数があるときは、これを切り上げる。)」とし、「一回ごと」に「一年」とあるのは「一回ごと」に二年(八年から当該試掘権の設定の登録の日から同條第二項の申請があつた際における当該試掘権の存続期間の満了の日までの期間を控除した期間が二年に満たないときは、当該控除後の期間)とする。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における石油資源の開発に関する事情の推移にかんがみ、石油資源探査促進臨時措置法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○福田(一)國務大臣 石油資源探査促進臨時措置法を廃止する法律案につき、その提案理由及び要旨を御説明申し上げる。

石油資源探査促進臨時措置法は、昭和二十九年に臨時法として制定された法律であります。すなわち、同法は石

油資源の探鉱を急速に促進する必要がある地域を指定し、その地域内にある石油を目的とする試掘権につき、施業案の変更の勧告及び命令、存続期間の特例、試掘権の譲渡等鉱業法の特則を定め、もって、当該地域における石油資源の探鉱を促進することを目的として制定されたものであります。

しかるところ、同法が制定された翌年には国策会社として石油資源開発株式会社が発立され、同社を中心として石油資源の探鉱及び開発を強力に推進する体制が確立されたのであります。

わが国の石油鉱業は、この石油資源開発株式会社の設立を一つの契機として大きな変貌を遂げ、その後は全国の有望未探鉱地域における鉱区の大部分を同社が保有して国策的な要請に基づいて石油資源の探鉱の急速かつ計画的に推進されました。

この間において石油資源探鉱促進臨時措置法の意図した目的も漸次実現を見るに至ったと考えられるのであります。

石油資源探鉱促進臨時措置法は、施行の日から十年以内に廃止するものとされており、その期限が本年四月三十日に到来するのであります。以上申し述べました事情にかんがみ、今回、同法を廃止することといたしました。

この法律案の内容は、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止することを規定したものであります。そのほか施行期日および若干の経過措置を定めております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同ください。

さいますようお願い申し上げます。

○二階堂委員長 以上で説明は終わりました。

本案についての質疑は後日に譲るといたします。

○二階堂委員長 次に、通商産業の基

本施策に関する件について調査を進めます。

先般の大臣の所信表明等に対する質疑の通告がありますので、これを許可いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 最近、通産省の所管事項でいろいろな事件が発生いたしております。大阪の加藤ビル会社社長加藤尚、この人物が百貨店の申請をやった、この許可からんで、若林現在の炭政課長が逮捕された、こういうことが報道されたのであります。百貨店の問題は、御承知のとおり中小企業の問題に對しまして非常に重要な関係を持ちますために、許可基準に對しての規制というものがそれぞれあるわけでありまして、それらとの関連等も出てまいりますので、私もこれを重視しております。

まず、この事件の内容に對して御説明をお願いしたいと思います。

○福田(國)大臣 御案内のように、ただいまはその事件については警察で取り調べをしておる段階でございます。いま、われわれのほうで事件の内容自体を、全貌を明らかにするほどこまかい事情はいまのところわかっておりませんが、一応われわれが調べたところによりまして、京都の百貨店の売り場の改造に關連いたしまして、大阪通産局の係の者が何か金銭の供与を受けた、

あるいは供応を受けたということまで事件が始まりまして、それを取り調べておるうちに、福井の放送会館関係のビルを百貨店にしてみたいという話について、若林課長が大阪通産局の商工部長をしておりまして、何か、何か供応を受けたような事実があるということから、当時百貨店の認可に關係のある人がそういうことを受けたとしますならば、これは当然取り調べをし、また罪があればそういうことで起訴しなければならぬというふうな実情もあるというふうな事情から、京都警察が取り調べをするということになっております。これはその内容でございますから、はっきりしたことはわからないのですが、弁護士をつけまして、どういふ事情であつたかというのを聞いてみておるのであります。いづれにしても、こういうことは非常に遺憾なことでございます。私としては就任以來、特にこの種の問題については実は非常に注意をいたしまして、あなたも御承知だと思ひますが、ちょうどこの前に鉱山局の水銀に關する課長の問題で何か汚職があるようなことを言ひまして、それで一ぺん取り調べたことがあるのです。これは全然事実無根で、だれも有罪にならないし起訴もされなかつたのであります。私はそのときにも、通産省というものは業界と關係が非常にいろいろあるから、そういうふうな關係の人は特に注意しなければいけません。いまのことを実は綱紀肅正の意味から言ひまして、また綱紀振肅という意味から言ひしても特に氣をつけてもらいたいということを言つておつたのであります。今回このような事件が起きて、まことに残念にたえません。

私はきのうまた、こういう事件もあつたことであるから特に注意しなければいけないという、大臣名で実は各局の者に、特にこういうふうな業界との關係においては注意をして行政に当たれという実は嚴重な通牒も出したような次第でございますけれども、いづれにいたしましても、こういうことが起きたということは私にとつてはまことに遺憾にたえないところであります。

○中村(重)委員 問題は、大臣がただいま、事件はさほど重大なことではないではないか、こういうことであつたんですが、公務員がその職務を利用して汚職をやるといふことそれ自体はきつめて許したいこととありますが、その汚職をやつた、この新聞報道によりますと、百貨店の許可に對してまあ利便をはかつた、こういうことが報道されておるわけなんです。どういふことをやつたのか、事件の内容に對しては大臣御答弁のごとく目下取り調べをやつておるので、その真相は詳しくはわからないと思ひますけれども、私どもがこの事件に對して關心を持つことは、百貨店の許可が、この便宜をはかつたといふことにおいてはめづられてゐるのではないかと、これは非常に中小企業者の影響という問題から重要な問題であると思つております。したがていまして、この点に對して大臣としては關心を払わなければならぬんじゃないか。そこでこの事件に對して、当該便宜をはかつたといふこの許可がどのような形で行なわれたのか、そのことについてはすでに調査をしておられるのであるかどうか、調査をしておられるとするならば、あるいはまた調査をしておられないとしても、その経緯

です。ね、許可をするに至つた経過というものは申請書によつて明らかでありましようから、まず、それらの点に對してひとつお答えを願ひたいと思ひます。

福田(一)國務大臣 実はまことに皮肉なことなんです。これは福井の事件でございます。福井市にはだるま屋という一つのデパートがあるわけでありまして、それに關して、一階、二階、三階をデパートにしたいという動きを加藤氏がやつておりました。これは私は選挙区だから非常によく知つておるのであります。それで私のところへも頼みに——頼みにきたというのはおかしいが、依頼に、選挙区の人ですから来るわけ、来たこともあります。私は、その当時小売店が反對をしておりました百貨店の關係、そういうものをくつてもらつちや困るといふので、近所のいまあなたが一番心配されておる問題を、私はその事情を知つておつたので、それはだめです、とにかく私は中小企業の味方といふことでやつてゐるので、それが小売店が反對するようなのは、それは小売店のほうでみんなが納得したといふことになればどうか知らぬけれども、そういうことは認められませんが、そういうことはつきり私は言つたわけでありまして、そうしたところが、それから半年ほどたつて、実はまあ下のほうから、企業局のほうから、判を押してくれ、それで課長がやつてきて、実は大臣の選挙区の問題で、大臣が一ぺんも連絡しないできまつちやつたんでおかしいことになりましたが——これはあなただから真相を申し上げるのですが、どうも

に出ておりますが、商調協の中で最後
にあれしたときには、小売り業者のほ
うから反対意見はなくなつて、それか
ら百貨店審議会のほうに答申が行なわ

れております。

それから申し忘れましたまことに恐縮でございましたが、通産局の職員が商調協の参与といたしまして、オプザーバーとして入っております。委員はただいま申し上げました学識経験者、その他消費者、小売り業者、卸売り業者、百貨店の代表でございますが、委員ではございませんがオプザーバーとして通産局の職員が入っております。この点を申し落としましたので、つけ加えさせていただきます。

【中村（重）委員長】またたいたいまの御答弁で納得のいかない点もありますが、事件の警察当局の取り調べと関連をしましてからお尋ねをする機会もあります。しかしまた、その機会にお尋ねしてみたいと思います。

いま一つ簡単にお尋ねをしますが、長野県で起こった事件として、スケート客八人が石油ストープで中毒死する、こういうことが報道されておるわけでありまして。最近三カ年間は、相当石油ストープがふえておるわけで

ありますが、これは大臣としても、この記事を読まれて相当ショックであつたのではないかと思うのであります。この事件は、新聞に出ておりますので大体わかるわけでありますけれども、どうもプロパンガスの関係は、この前プロパンガスの協会に対する保安の、何というのですか、権限をゆだねたという法的措置が行なわれてきた。ところが、石油ストーブに対しては無関心とは申しませんけれども、あまりそう

たいして関心が払われていないということもなきにしもあらずであります。そこでこの事件、中毒死したことに對して、どういう取り締まりというのか指導が行なわれてきたのか、いろいろ問題点として通産当局の中にも出ておるのではないかと思います。まずこの経緯について伺ってみたいと思います。

○福田(一)國務大臣 まず、事件の経緯並びに通産省としていままで考えておったところを、一応事務局から報告をさせます。

○倉八政府委員 お答えいたします。先般の事件につきましては、さつそく専門家を三名その日に調査に出しまして、調査にあたっておりますが、いまのところ原因というのは、八畳の部屋に八人寝ておりました、その換気が悪かったのが主原因だということに一応なっております。ございしますが、その一酸化炭素を発生した量につきましては、当時そこに置いてありました石油ストーブの取り扱いが悪かったか、あるいは掃除の行き届きが不十分であったかということにつきましては、まだ完全な結論を得ておりませんが、いづれにしても、こういう遺憾な事件を起こしましたから、石油ストーブの製作面を担当しておりますわれわれとしまして、さらにJIS規格の厳格化あるいはアフターケアの徹底化というのをいま急いで推進しておる次第であります。従来この石油ストーブと

いうのが、規格につきましても、製品につきましても、まだまだ外国のものについて劣っておりまして、先般、前年の七月から、消防庁も一緒にになりましてJIS規格の制定を始めたり、あるいは外国品の輸入をしまして、そ

れを分解していろいろその向上させる製作の資料にしたりして、どんどん進めておるわけでありまして。最近では、われわれといたしましては決して外国品にも劣らないと思っておりますが、しかし注意に一〇〇%の完ぺきを期するという意味で、今後ともいま私が申し上げましたような方向で進めていくつもりでございます。

○中村(重)委員 この石油ストーブの規格といいますが、これは検査をすることになっておると思うのですが、この検査が非常にゆるやかであった当時の製品もまだ残っているということがある。またこのストーブは燃焼器具検査協会ですか、この協会と消防庁、通産省と連絡をとってやっております。じゃないかと思っております。この検査を厳格にすれば販売をしてはいけないということもないのでないかと思つておる。そうなるべくと、いま取り締まりをやると、基準を強化して、規格を強化していくのだと言われ

ますけれども、実際はそうした検査を経なくとも販売をしてもよろしいというところが今日行なわれている以上は、ただいまのあなたの答弁は一〇〇%実質的な成果を期するということはできないわけなんです。それらの点に對して何らかの措置を講ずる必要があるのじゃないか、こう思うわけですが、そのような点に對してはどうお考えになつていらつしやいますか。

○倉八政府委員 安全性の問題から見ますと、まず国家規格であるJIS規格をつくりまして、これを実施するというのが第一段階であるかと思つておる。したがって、最近このJIS規格というのが非常に普及し

てまいりまして、全生産の九四%はJIS規格にすでに合格する商品になつたわけでございます。第一段階の目標というものはおおむね達成されつつあるということでございます。いま先生の御指摘の第二の、検査を全部受けさせることについてどう考えておるかという二つの道があるかと思つておる。第一の道は、いわゆる強制検査をやります。強制検査といふことは法的な検査といたしまして、この検査をやり

ます。強制検査といふことは法的な検査といたしまして、この検査をやり

ます。強制検査といふことは法的な検査といたしまして、この検査をやり

たがって、製品の製作の面における検査といふことだけではなくて、販売という面における規制というものも当然行なわれなければならない。同時に、この前のプロパンガスの場合においていろいろ規制措置が考えられたわけですが、そういうふうに指導面といふようなものも相当強化されてこなければならぬのじゃないか、そう思うわけですが、三年間程度で石油ストーブといふものが非常にふえてきた。こういうことが、野放しとは私申しませんが、いまの答弁の中では、これはもう野放しと申し上げてもいいように思つておる。その研究といふものは進められていないのかどうか。まずそういう点と、問題点がどこにあるのか、きょうは工業技術院の矢野さんもお見えでありまして、消防庁の川合さんもお見えでありまして、関係の皆さんからお答えを願いたいと思つておる。

○倉八政府委員 安全性の万全を期するためには、器具がもちろん完備したものでなければなりません。そのほかに、いま先生から御指摘ありましたように、使用の方の十全さということもあわせて必要でございます。この意味におきまして、使用の方をどうすれば能率がよくて、どうすれば安全性を保てるかという点につきましまして、一つは一般的なPRの問題でもあろうかと思つておる。その器具のメーカーなり販売業者なりが、その器具の使用の方はこれが理想的です。よという指導をするということがまた非常にあつて力があるかと思つておる。したがって、いまわれわれが指導しておりますのは、売場場合必ず

う使用の方をつけたものを配布するとか、あるいはときどき回りまして簡易の修理をしてやる、そういうふうなことで、使用の方における向上度を期するということをはかつておる次第でございます。

○矢野説明員 使用者、消費者に対する教育の点でございますが、これにつきましては製造業者に対して、あまり石油ストーブの過大広告をしない、そういうふうな注意を喚起いたしまして、さらに古い製品につきましましては、危険な状態であることがわかればアフターサービスに万全を期するように、ということ、かねて業者のほうに、これはメーカーに對してでございますが、注意を喚起してございまして、特に、御指摘になりました先般の白樺湖の事件の後におきまして、さらに一そうこういう点にかんがみまして、石油ストーブを販売するにあたりましては正常な燃焼状態の表示とか、あるいは正しい保存方法の説明、それから人の取りかえですとか、掃除の時期あるいは掃除の方法につきましまして、できるだけ丁寧に説明をするように、あるいは使用時の換気の必要性というふうなことを、そのほかタレム処理につきましまして、アフターサービスの具体的な方法を立てて宣伝をするようにというふうな、関係の製造業者のところ

○川合政府委員 消防庁といたしましては、石油ストーブの問題につきましまして、この取り扱いの結果いろいろ事故を起こしている例が非常に多いものでございまして、いろいろの研究を加えておるわけでございます。私どもは、石油ストーブが非常に普及してま

は、石油ストーブが非常に普及してま

いりましたので、多少語弊のある言ひ

方でございますけれども、ざっくりばらんに言いますと、これだけ普及したので、取り扱いの問題とはいいいながら、その神経質なくらいに非常に極端な取り扱いをしないで済むような構造を持った石油ストーブができてほしいという気持ちを持っておるわけでござい

ます。

○中村(重)委員 矢淵さんにお尋ねし

ますが、石油ストーブによって一酸化炭素を発生して中毒死することがあり得るということが、あなたは予想されておつたんじゃないかと思うんです。が、そういうことに対する何らかの配慮というものが行なわれておりませんか。このことは倉八局長にもあわせてお答えを願いたいと思います。

○矢淵説明員 ただいま御質問のござ

いました一酸化炭素が発生することが予想されていなかったかどうかという点でございますが、当然そういうことは一般的には予想されるわけでございまして、JIS規格の中にもその点は規定してございます。すなわち、石油ストーブにつきましてもJIS規格の品質、性能、その項目の一部といったしまして、燃焼ガス中の一酸化炭素につきまして、排気ガス中一酸化炭素が

○中村(重)委員 いまいろいろとお答

えを願ったのですが、御答弁の中から考えられることは、やはり施設、器具の規格、そういうことについて一段のくふうというものが行なわれなければならぬ、相当普及されてきましたものが、これから先も石油ストーブというものには相当伸びていくのじゃないかと思われまして、プロパンガスであるとかあるいは都市ガスにいたしまして、何か危険だという感じを持ちますけれども、石油ストーブに対してはそう危険感というものがなければありまして、この事件が発生しましたので、相当ショックもありまして、何と

○倉八政府委員 いまの答弁で尽きて

おると思いますが、われわれ製造面を担当している者から申し上げますと、最近家の構造が変わってまいりました、自然換気というのができない構造

になつてきたというので、空気中の一

酸化炭素の含有率の〇・〇一というのを、たしか昨年の十月だと思ひますが、そういうふうな減少をするように規格を変えたわけでございまして、今後この問題につきましても〇・〇一をさらに低めるということについては、いまだその試験のほうにも取りかかっておりまして、これを下げていきたいという努力を続けてまいりつ

○中村(重)委員 いまいろいろとお答

えを願ったのですが、御答弁の中から考えられることは、やはり施設、器具の規格、そういうことについて一段のくふうというものが行なわれなければならぬ、相当普及されてきましたものが、これから先も石油ストーブというものには相当伸びていくのじゃないかと思われまして、プロパンガスであるとかあるいは都市ガスにいたしまして、何か危険だという感じを持ちますけれども、石油ストーブに対してはそう危険感というものがなければありまして、この事件が発生しましたので、相当ショックもありまして、何と

○倉八政府委員 お尋ねの前の、消

防庁と十分協力してやれということについては、まことにごもっともなことでございまして、すでに二年ぐら前から自治省の消防庁のみならず、東京都の消防庁と通産省とが燃焼器具安全協議会というのをつくりまして、規格の問題あるいは取り扱いの問題についてやっております。

それから検査協会の問題でござい

ますが、この協会の重要性にかんがみまして、これをどう強化するかというところで、われわれとしましては、いろいろ考えておるわけでございまして、予算措置でも講じまして、その財源の一端に資したいということも考えたのでございまして、これはどうもそれが実現できませんで、今後はこれにつきま

○中村(重)委員 大臣に考え方を伺っ

ておきたいと思ひますが、いろいろいま短い時間の中で行なわれました質疑の中で相当問題点が出てきたと思ひま

すが、これらの点に対しての大臣とし

ての考え方をここでお聞かせ願へば幸いですと思ひます。

○福田(一)国務大臣 事務当局の説明

で大体おわかりを願つたと思ひますが、私としては、やはりこういうような生活必需品の関係のものであつて、しかもそれが使い方がいかによつては危害を及ぼすというふうな、あるいは災害を引き起こすというふうな――今度の場合は人体の問題であり

ました。火災の場合も含めて、これ

は大いに考えなければならぬ点もあると思ひます。こういうような問題については、いわゆるJIS規格というふうなものをもつとそういう意味で適正なものにする、と同時に、今度はまたそういう関係の役所、消防その他の関係とも密接に連絡をとりまして、今後こ

ういふ事件のないように、またこれは

いかに機械自体はよくしましても、注意を怠ればやはり弊害が起きることは事実でございまして、無理をして機械をこわしてまでやるといふような、子供がいたずらするといふようなことさへも意味で使ひ方をよくわからせるということも含めて、たとえばそのものを売るときには、これはこういうことに使わなければいけない、こういうふうに使えば間違いないのだといふようなことなどもよく知らせるくふうをするといふようなことによつて、今後こ

○二階堂委員長 板川正吾君

の産業政策の重点所信表明に關しまし

て、時間がございせんから、十分は

○板川委員 過般行なわれました大臣

の産業政策の重点所信表明に關しまし

て、時間がございせんから、十分は

の産業政策の重点所信表明に關しまし

て、時間がございせんから、十分は

とからだんだん分かれて流れていくように、やはり流れていくことは事実だ、だからそういう意味で、いわゆる中小企業というものを独自の存在でという形でもって問題を見られると、農業の問題とはそこがだいぶ違ってくると思います。中小企業の場合においては、あらゆる意味において関連性がある。そして一方、たとえば鉄鋼業が栄えれば販売業、たとえば菓子業を売っている人と鉄鋼業はどんな関係があるのかということになると、全然関係がないように見えるが、鉄鋼業が栄えることは、こういう販売業にもすぐ影響してくるという意味で、抽象論になっていささか恐縮には存じますが、私はその意味ではやはり経済全体が栄える姿に持つていく、しかしその間において必ずみを直すというのでありますから、たとえば人体について言えば、胃が悪ければ、胃をなおしながら、しかもなおからだは活動しないで寝ているわけにはいかない。やっぱりちゃんと働いておりながら胃をなおしていく、こういうようなやり方でやるよりほかしかたがないのでありますから、あなたのとおことばではあります、私たちがそういう非常な意欲を燃やしてやっておった——現に私自身が考えてみても、実を言うと、私はいまから五年ほど前でありましたが、政務調査会におった時分に、なんとかして中小企業対策をもっとやらねばいけないということを書いて、少なくとも農業基本法ができる以上は、中小企業基本法をつくらねばいかぬということを私が発言した当時においては、実は賛成者がほとんどなかったくらいであった。それが今度基本法をいよいよつくる。これ

は時勢の流れとは言いながら、やはりどうしてもそれはやらねばいかぬという空気になる、そうしてやはりそこへだんだん重点が向いてきているということ、これからいろいろ皆さんからも御注意を受けながら直していこう、こういうことであります。だから、一挙にそれじや全部入れかえるとか何とかというような形でこの問題は解決できるか、しからば、そういうような解決の方法がありとすれば、むしろ逆のことは皆さんからもお教えを願って、そしてこれを実行に移していく、こういうのがほんとうの政治の姿だと思っている。私はこういうものを与野党の間で、意見の対立とか何とか、あるいはまた、あつちが負けたとか、勝ったとかいうことではなくて、お互いに日本の経済をよくしていくというう意味で、皆さんの意見もいろいろあれば率直にわれわれも聞いて、これを取り入れていく、こういう形でありますから、もし革命的という御意見があつて、われわれが実現できる方法がありといたしますならばお教えを願いたい。私は、いままであなた方からお伺いをいたしておた方法では、これがないから予算に組めなかつた、こういうことであります。

○板川委員 どうも大臣の答弁を伺っているとおれですね。中小企業に対して予算をこれだけとったということ、は、大臣のあいさつの中にあるから、それを引用して、わりあい少ないじやないか、革命的じやないじやないか、こう言うのです。しかし、大臣のいまの答弁は、いや中小企業にはそれだけだけれども、あとの残りは大企業に行つたんだ、大企業がよくなることは中小企業がよくなるんだ、だから中小企業もしたがってよくなるんだ、こういう理論にいまのお話はなる。しかしそういうことであれば、中小企業に金を出すことは大企業のためにもなるのであつて、お互いさまじやないのですか。大臣は、中小企業のためには資金を前年度よりこれだけとり、これだけのパーセンテージに上がったと自慢する必要はない。ただ、経済の実態をわれわれが判断するときには、こうした資料を政府も使つておるし、われわれも使つたにすぎないのであつて、大企業にいった残りが中小企業にもおこぼれが回つてきて、結局中小企業のためだなんて言わないで、これは政策としてはまことに不十分であつた、こういうことを率直にお認めになつたほうがいいんじゃないかと思う。で、大臣は最後には、やけのやんばちみたいになつて、あなた方が具体的な政策を出さないから要求も通らないのだ、どんな出せば幾らでもとりますというう言ひ方をしておるけれども、これはどうかと思ひます。よろしい、われわれのほうはひとつどんとん出しますから、必ずそれをとつてもらいましょ。それはそれでいいでしよ。答弁はいいですが、しかし大臣、どうもそういう意味のことを言われるから、われわれのほうもなお一応突っ込んで伺いたいのですが、大蔵大臣が、手形の不渡りを出した者に対して刑事罰を加えたい。新聞等によりまして、イギリスかアメリカか、そういう取り扱ひをしておる国もある。で、不渡りを出した場合には刑事罰を適用するという主張をされておる。これは人に物的な迷惑をかけるのですから、

相当な罰を受けてもやむを得ないと思ひます。しかし、この現状で不渡りに罰則を加えたらば、牢屋に入るのは大企業でなくて中小企業だけになつちゃうんじゃないでしよか。この点を大臣はどうお考えになっておるか。これは革命的という方法かもしれませぬけれども、牢屋に入られるほうを革命的にふやそうという方針ですか。罰則を加えるのは場合によってはやむを得ないにしても、いまのままでいったんじや中小企業が牢屋に入ることになつて、責任をみんな中小企業に押しつけていく結果になるんじゃないでしよか。この点は閣内でどういう方針ですか。

○福田(一)國務大臣 手形の問題に關係しまして大蔵大臣が発言いたしましたのは、そういう問題も含めて研究をしておるということでありまして、そういうふうにするという発言はしておらないと思ひますが、この問題は何かものうきうきに起こつた問題ではございませんので、これは、ひとつそういうふうにしたほうがいいじやないかという意見がずいぶん前からあるのであります。ただし、なかなか法律論といたしましてうまく筋を立てていくということとは非常にむづかしいといふことで、今日まで実は行なつておられませんが、罰の問題はどういうふうにしたらいいかということについては、われわれとしては前向きで今後とも一生懸命に考えて、ひとつできるだけ中小企業のためにもなるような法律をつくりたい、こういう意欲で前向きでやっております、そういう罰を加えるとか加えぬとかいう問題等につきま

しては、まだ実は結論を得ておりませんので、これはまたわれわれ十分研究した上でお答えをさせていただきますと思ひます。

○板川委員 不渡りが非常に最近ふえておる現状というものは、大企業が不渡りというよりも、中小企業ほど不渡りが多いのであつて、現状でそういう刑事罰を加えるということになると、中小企業者だけがその対象になる、こういうことを憂えておるのであります、ひとつ閣内においても御検討を願ひたいと思ひます。

もう一つは、歩積み、両建ての問題です。これを私が言うのは、歩積み、両建てが解消されるようなことであれば、中小企業者は、あるいは革命的にいいことだと思つて喜ぶに違ひないのです。これは別に社会主義でも何でもありません。自由主義の政府の中においてやつてできないことじやない。この歩積み、両建て制度をなくするという方針——まあ大臣は大体において了承されておるやに聞いておるのですが、この方針をなくするやうな革命的な政策をおやりになる気持ちはございませんか。約束はできません。先ほど大臣は、社会党から要求があれば、幾らでもいいことなら応ずると言つたのですが、それはいいことですから、なくするやうな方針を、氣持ちはお持ちでしよか。

○福田(一)國務大臣 歩積み、両建ての問題については、私もしばしば閣議で発言をいたしておりますし、これはなくするということには私自身大賛成でございます。ただし、よく、なくするということばありますが、私は歩積み、両建てといひますけれども、

やっぱり一割ぐらいのものは欧米におきましてはやはり残しておくのは、これは取引関係を明らかにするために必要だ、こういうことでございまして、私はその程度はやむを得ないと思っておりますが、それ以上のものは私はなくすべきである、こういう強い主張を持っております。これはちょっと話が余談になりますが、正月に渡邊公取委員長が私のところに年始のあいさつに来られた。実は渡邊さんに、あなた大いに歩積み、両建てをあれするのだからばって、くれてどうもありがとう、ぜひこれはやってくれと、私のほうから実は頼んでおるぐらいいんです。ということでは、やはり中小企業をわれわれは育成しようとかんとか言っておいても、いま親企業に対する遠慮で、なかなかそういうことがあつても言うてこないのです。たとえば銀行との取引でもそうなんです。公正取引委員会あたりが抜き打ち的にそういう調べをするというふうなことも、時と場合によつてはやむを得ない。それはどうやうでも、これはひとつ大いにやらねばいかぬ。これがもしあなたのおこぼで革命的ということに通ずるならば、われわれも大いにそれは賛成でございまして、やらしていただきたいと思ひます。

○板川委員 ぜひひとつやつてももらいたいのですが、しかしこれはなかなか大臣、そう簡単なものじゃないようにわれわれは伺つておる。それは大蔵省で二十六年以来歩積み、両建てはいかぬということ、銀行側に自肅の通達を出してある。しかしそのつど適当にされて、実際は解消に至らなかった。そこで公正取引委員会が、これは独禁法の一般指定じやいけないので、特殊指定にして、そしてびしゃつとこの歩積が追加になりました。この実態はどうなつておりましたか。実際に六十日以上上つた場合には利息が払われておりますか。この実態を調査したことはございしますか。これは公取が中小企業庁かどうですか。

○福田(一)国務大臣 その問題はまた私、事務から聞いておりませんから、また適当な機会にお答えをさせていただきます。これは公取が、実はこの下請代金支払遅延等防止法の問題について、納品してからの一定の期限は守る。二カ月以内に払わねばいけない。しかし、払つても非常に手形が長いとか、いろいろ問題が介在しているやうであります。したがつてわれわれは実は予算のときから、何とかこの法律を直してはどうかというのをよりより研究をいたしておるのであります。気持ちでございと思つております。

○板川委員 いずれこれはあとで時間を得て、局長を呼んで議論してみたいと思ふ。ただ大臣は、社会党から革命的なものを言えば幾らでもやりまうと言ふから、話が横に発展したのであつて、まだたくさんあります。一応下請関係はこれで終わります。

それから次に移りますが、大臣のあいさつの中で、輸出振興を中小企業の政策の次に重点政策としておられるのが、この輸出振興の中に、東西貿易という点に一言も触れていない。これはどういふ理由ですか。

○福田(一)国務大臣 その前にちよつと、板川さんから何度も、社会党からいい政策が出れば何でもやるからと私が言つた、ちよつとつておるのでございしますが、これは御意見を参考にさせていただきます。非常にいいことであればどんなやりまうということでおっしゃつておられるのじやないかと、思います。あえてこんなことは必要ないかと思ひますが、一言だけお断りをさせていただきます。

それから輸出振興の問題について、東西貿易の問題について触れていないがとおっしゃいます。われわれは何も東西貿易であるやうな南北貿易であるやうと、貿易自体を大いにやらなければいけないということを言つておるのであります。そういう東西貿易というやうなことを考えることのほうがかえつておかしいので、むしろ貿易を全般としてふやす、こういう考えで今後をやつていきたい、こう考えておるわけでありまして。

○板川委員 それは貿易全体としてやつていくのはけつこうなんです。しかし全体として貿易を見ると、東西といつても中ソが主ですが、中ソの貿易が非常に少ないのです。だから特にこの点を改善される気持ちがことしは前よりあるのか。この前お伺いしたときは、前向きで一步一歩前進していく、こういう話であつた。それで、ことしはこれに一言も触れてないから、今度はうしろ向きになつて後退するの、それとも従来以上の前向き、前進の形を続けていくとするのか、どういふふうな気持ちかということが一つ。それからもう一つは、よくわれわれと意見を異にしておる方々の中には、中国貿易はたいして将来伸びない、たいして期待するにあたらない、こ

ドルにも二百何十億ドルにも達するものを持つておる。こういう市場を日本の近くを持つておるのですから、私はそういう意味では、将来の布石として、中国の貿易というものはもっと前向きに形をとっていかなくちゃならないんじゃないかと思う。なるほどことはこれで六十二億ドル輸出されて一応何とかつじつまは合ったとしても、将来五年後、十年後の日本の貿易構造というものを考えた場合に——今日政府は政経分離という立場をとつておる。われわれはそれには反対であるが、政府は政府の立場としてとつと前向き、前進の形をうたうべきじゃないか、こう思うのです。いかがですか大臣。

○福田(一)国務大臣 ただいま人口比率から見た中国の潜在的な貿易力の将来性というものをとおっしゃった。私はそのことには異議はございません。お説のとおりだと思つております。ただし、貿易というものはあなたも御承知のようにいわゆる商売でありますから、売ったり買ったりであります。そのときに、日本に経済力がうんとございますれば、ある程度将来のPRとか将来の開拓のためというので、相当量貸し売りもできる。いわゆる延べ払いというような形でやることもできる。ところがいまのところ見てみますと、ソビエトとの貿易についても中国との貿易でも、ある一定量以上になるとすぐ全部貸してくれということになるわけなんです。買いたいのはうんと買いたい、しかし貸してくれということになる。そうすると、こっちが中国やソビエトにだけ貸して、いわゆる南方の方面とかあるいはアフリカとか、中南米に貸さないというわけにはいかな

い。おまえはどういうわけであつちのほうだけ貸しておれのほうには貸してくれないか、こういうことになりまして、日本の経済全体の貿易の運営のしかたから見て、そこに限度が出てくる。日本の貿易がだんだん伸びるにしろ、中国だけにそういう意味の利益を与えていくというわけにはいかないと私は思う。それは商売のやり方として自分の方で、むやみに貸し売りして自分の方が動かなくなつてしまふということも考えておかなければなら

ません。そういう意味から、われわれはいまでもいわゆる政経分離という形で、前向きでやるということは一つも変えておりません。ただそういう諸般の事情も考えながら順次伸ばしていくという形で行きたい。また日本に経済力がうんとついてきて、そういうことができるようになれば考えられるというところであります。もちろんあなたも仰せになった潜在的な貿易力とか経済力というものを無視する、そんな考えでわれわれは政治をやつたりあるいは経済を見たりはしておりません。将来のこととやらんと考えてやつておる。やつておるけれども、現実には自分のおなかをふくれるかふくれぬかということになると、そうそうはできないというところに、あなたが仰せになったいわゆる東西貿易の問題点があるのだとわれわれは考えておるわけでありまして、前向きという点では、あなたの御意見とは少しも違つておらないと思つております。

○板川委員 時間がございせんが、最後に一つだけ伺います。大臣のあいさつの中に「操短、共同行為の内容の適正化、生産性向上成果の価格面への的確な反映等についても十分な配慮を加える方針であります。」こうおっしゃつておりますが、この意味はどういう意味ですか。

○福田(一)国務大臣 その意味はなかなかたくさん問題を含んでおると思ひます。たとえば、いわゆる管理価格というふうな意味のことでございます。これはいろいろの内容を調べてみて、生産性の上がつてゐるものについて、やはり消費者にこれを返すようなことも考えなければいけない。それから操短の問題では、いま勧告操短といふのは、紙と肥料の問題で一つあるものはだんだん廃止していくのです。その他いろいろに物価問題に關係のあるもの等、産業全般を通じてみて、その産業が生産性を上げたということになれば、その生産性の一部は消費者に返すという考え方で政策を実施していきたい。その方向でいまあなたが仰せになったような問題を全部フォローしてみる、それをまた実施に移していきたい、こういう考え方で、こういうことでございませう。

○板川委員 それでは終わりますが、操短やカルテルの弊害を認めて、そうした価格のはね返りを消費者に還元するような方法をとりうといふことは、従来の考え方から一歩前進しておるのです。この点はわれわれは非常に賛成です。ただ、いまの独禁法の法制上からいいますと、管理価格というものに対して適正な法的な基準がないために、管理価格を押しつけるというのは、實際問題としてなかなかむずかしいのです。そこで大臣の御承知のように、われわれのほうでは独禁法の不備を補うという意味において、市場支配的経済力乱用防止法という法律を用意しまして、管理価格と思われる大企業の独占寡占の管理価格を行ない得る地位にあるものに対して報告をさせて、これは明らかに下がるべき価格を下げないで、少数独占の利益の上に眠つておるというふうな場合にはそれを公表するという法律を用意している。たぶんこれは内容の趣旨からいって、大臣も自民党の方々にも御賛成願えると思うのであります。いづれ本会議提案の際には御賛同願ひたいと思ひます。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○福田(一)国務大臣 一言だけ申し上げたいと思ひますが、われわれはそれはやはり行政指導でやれると思つておるし、そういうやり方をやることにはたしていいかどうかということについては、いまにわかに私は賛成申し上げることはできませんから、どうぞ。

○二階堂委員 次会は明七日金曜日午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十分散会

昭和三十九年二月十一日印刷

昭和三十九年二月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局